

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

April 2025



The better the question. The better the answer.  
The better the world works.



# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - April 2025 -

## 台灣における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点 ～2024年度の申告に向けて～

#### ■ はじめに

台湾では、まもなく2024年度の個人総合所得税の確定申告が2025年5月1日から始まり、法規定上は5月31日が申告期限となっています（2025年の申告についてはその申告期限が6月30日まで延長されています）。期限内に申告を完成させるため、納税義務者はこれから関連情報、書類の準備に着手しておくことが望まれます。他方、近年、台湾政府は所得税に関する多くの改善措置を継続して推進しており、事前に重要な改正点を把握することも肝心です。

今月のJBS Newsletterは、台湾における個人所得税の基本事項を説明するとともに、当年度に新たに改正された免税額、控除額、基本生活費などの金額及び税率、さらに就学前児童特別控除額、家屋賃料支出控除額など、重要な改正点を紹介します。特に子育て世帯及び持ち家を持たない世帯は関連する特別控除額を利用して適切な税負担の低減の効果を図ることができるため、各適用条件をあらかじめ確認していただき、事前の準備にお役立てください。

#### ■ 今回お伝えしたいポイント

- 台湾における個人所得税申告の基本事項
- 2024年度の申告に適用される免税額、控除額、基本生活費及び累進税率
- 重要な改正点その1 -就学前児童特別控除額
- 重要な改正点その2 -家屋賃料支出特別控除額

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

# 台灣における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点 ～2024年度の申告に向けて～



## 台灣における個人所得税申告の基本事項

### 申告対象者の整理

まず、台湾の個人所得税は、原則、暦年(1月1日～12月31日)を対象に翌年5月に納税・申告を行う必要があります(前ページの通り、2025年の申告についてはその申告期限が6月30日まで延長されています)。

台湾の個人所得税において特に注意が必要なことは、台湾外からの出張者などの台湾非居住者であっても、台湾における滞在日数が90日を超える場合、個人所得税の申告が必要になる点です。税務当局にて、入出境の情報を取得することが可能であり、出張者等の申告漏れについて後で指摘されたケースもありますのでご留意ください。

### 申告が必要な場合の納税・申告までの必要なステップ

台湾における個人所得税の申告は以下の4つのステップを経ることにより、完結します。



### STEP1:何が所得に含まれるか？台湾外の給与以外の所得がある場合には？

台湾において支給された給与や獲得した所得は、基本的に課税所得となります。また、台湾駐在員については、台湾外払いの給与があった場合も、台湾での勤務の対価とされるため、その全額が台湾課税所得となります。

台湾外において、給与以外の所得があった場合(例えば不動産賃貸収入など)、以下の代替ミニマム・タックス制度について検討する必要があり、他の所得と合わせて一定金額を超える場合には、台湾での課税対象となります。

#### 代替ミニマム・タックス制度とは

個人に対する代替ミニマム・タックス制度は、海外所得など、実際には多額の所得がある台湾の納税義務者について、納税額が僅少となる不均衡を是正することが目的となっています。

具体的には、台湾居住者のうち、基本所得額がNTD750万元を超える場合に對象となり、STEP3までで計算される通常の個人所得税額とどちらか大きい方を納税することになります。

基本所得額の対象と計算方法は以下の通りです。詳細については、2025年2月のJBS Newsletter「個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～」をご参考ください。

項目	内容
基本所得の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 台湾外で支払いの給与について台湾滞在日数に基づき台湾所得に算入された部分を控除した金額</li> <li>■ 台湾外での受取配当金、利子所得、不動産賃貸収入、退職金、財産取引所得(例、株式、不動産売買によるもの)等</li> <li>■ その他特定保険給付などの非課税所得</li> </ul>
基本所得額の計算方法	前述のSTEP1及びSTEP2により免税額及び控除額を差引後の所得純額に上記の基本所得の該当項目を加算する
基本税額の計算方法	(基本所得額 - NTD750万元) × 20%

# 台灣における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点 ～2024年度の申告に向けて～



## 申告計算における免税額・控除額・基本生活費とは

### STEP2: 免税、控除項目について

台湾では、納税者本人、配偶者、及び扶養親族がいる場合、それぞれにおいて免税額が定められており、課税所得から減額することができます。2024年度の申告ではそれぞれNTD97,000元となっています。

その他、満70歳以上の納税者や配偶者及び扶養直系親族については、1人あたりの免税額が増額されます。2024年度の申告では1人あたりNTD145,500元が免税されます。

また、控除額として、以下のいずれかを選択して課税所得から控除することができます。

- **列挙控除**: 寄付金、保険料、医療費、災害損失など、実費相当を控除(ただし、項目によっては限度額を有するものがある)
- **標準控除**: 2024年度の申告では単身NTD131,000元、配偶者がいる場合NTD262,000元の控除

さらに特別控除額として、所定の要件を満たす場合、給与所得特別控除、貯蓄性投資に係る控除、就学前の児童に係る控除など、該当項目がある場合に控除することが可能です。2024年度の申告においては、重要な2つの改正があり、それぞれ詳細を後述します。

加えて、税務当局は、毎年、個人基本生活費を公布しています。例えば戸籍全員(納税者本人、配偶者及びその扶養親族を含む)の基本生活費が税法に規定された免税額及び特定の控除項目を超過する場合、超過部分は基本生活費の差額として、課税所得より控除することができます。

免税、控除項目については、2024年度において、いくつか改正がなされています。この点について、次の項目以降で説明します。

### 2024年度の申告に適用される免税額、控除額、基本生活費

消費者物価指数(CPI)の上昇幅が基準値に達しており物価変動の状況を適切に反映するため、2024年度の免税額、各控除額などの上限額は、いずれも前年度(2023年度)より引き上げられています。例えば、基本生活費は前年度よりNTD8,000元引き上げられました。

2024年度の申告に適用される免税額、控除額及び基本生活費は以下の通りです。

#### 免税額、控除額、基本生活費

通貨単位: NTD

年度	2023年度(前年度)	2024年度(当年度)
基本生活費	202,000	<b>210,000</b>
免税額(満70歳以上)	92,000 (138,000)	<b>97,000 (145,500)</b>
標準控除額(独身)	124,000	<b>131,000</b>
標準控除額(夫婦)	248,000	<b>262,000</b>
給与所得特別控除額	207,000	<b>218,000</b>
障害者特別控除額	207,000	<b>218,000</b>
就学前児童特別控除額	120,000	<b>150,000/225,000</b>
長期介護特別控除額		<b>120,000</b>
家屋賃料支出特別控除額	N/A	<b>180,000</b>

# 台灣における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点 ～2024年度の申告に向けて～



## 申告計算における免税額・控除額における改正ポイント

### 重要な改正点その1 - 就学前児童特別控除額

前ページの免税・控除等の改正のうち、今回の申告における最大の改正点の1つは、子育て世帯に対する就学前児童特別控除額の適用の拡大です。これには、適用となる子供の年齢の変更及びそれぞれの子供に係る控除限度額の変更が含まれており、いずれも大きく増額となっています。さらに所得制限が撤廃されたため、子育て世帯については、大きく顕著な税負担の減少効果が想定されます。

2023年度及び過去5年間においては、納税義務者が5歳以下の子供を扶養しており、かつ所得が所得制限の金額に達していない場合に限って就学前児童特別控除額を適用することができ、また、子供1人あたりの控除額は毎年NTD120,000元でした。

2024年度からは、適用できる子供の年齢が5歳以下から6歳以下に緩和されており、2018年1月1日以降に誕生した子供であれば適用することができます。また、第1子は1人あたり毎年NTD150,000元を控除でき、第2子からは子供1人につき50%を上乗せし、1人あたり毎年NTD225,000元を控除できます。

また、2024年度からこの控除額について所得制限が撤廃されています。すなわち、従来、適用される所得の累進税率が20%以上の世帯、配当所得を税率28%で分離課税して税額を計算する世帯、または基本所得が基本所得免税額(2024年度はNTD750万元)を超過する世帯は、この特別控除を享受することができませんでしたが、今回の改正によって、今年度の申告から適用可能となりました。

### 事例による説明

個人総合所得税の申告にあたって、納税義務者は未成年の子供を計3人扶養しており、それぞれ10歳、6歳、3歳とします。他の条件に変更がない場合、以下のように控除額を適用し計算します。

- 2023年度の申告では、納税義務者は適用できる年齢の子供は1人のみの扶養であるため、NTD120,000元しか控除できませんでした。また、累進税率における適用税率が20%以上である場合は、所得制限によってこの控除を適用することはできませんでした。
- 2024年度の申告においては、納税義務者が適用可能となる年齢(6歳以下)の子供を2人扶養しているため、合計でNTD375,000元(NTD150,000元×1人+NTD225,000元×1人)を控除できます。また、適用税率が20%以上に達したかを問わず、所得制限を受けずに控除額を享受できます。

通貨単位: NTD

年度	2023年(前年度)		2024年(当年度)	
適用可能な年齢の子供の人数	1人 (3歳)		2人 (6歳及び3歳)	
適用税率	適用される就学前児童特別控除額	税金減少効果	適用される就学前児童特別控除額	税金減少効果
5%	120,000	6,000	375,000	18,750
12%	120,000	14,400	375,000	45,000
20%	0	0	375,000	75,000
30%	0	0	375,000	112,500
40%	0	0	375,000	150,000

# 台灣における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点 ～2024年度の申告に向けて～



## 申告計算における免税額・控除額における改正ポイント(続)

### 重要な改正点その2 - 家屋賃料支出特別控除額

従来、家屋賃料支出の1世帯あたりの上限額は毎年NTD120,000元のみで、列挙控除項目に算入する必要があるため、他の列挙費用がない場合には、家屋賃料支出を控除できませんでした。

本年度から、家屋賃料支出は特別控除に変更されており、納税義務者及びその配偶者、扶養を受ける直系親族が台湾境内で自らの住居のために住宅を賃貸しており、住宅を営業または業務執行のために使用していない場合、支払われた家屋賃料支出について、1世帯あたり毎年の特別控除額はNTD180,000元を上限額として特別控除が適用されます。

ただし、納税義務者、その配偶者または扶養を受ける直系親族が台湾境内に家屋を有する場合は控除できません。また、所得制限もあり、以下のいずれかに該当する場合は控除できません。

- 一. 家屋賃料支出特別控除額及び長期介護特別控除額を差し引いた後、納税義務者の年間総合所得税(所得を合算して税額を計算する方法を採用するか、あるいは給与所得につき分離して税額を計算する方法を採用するかを問わず)の適用税率が20%以上である場合。
- 二. 所得基本税額条例第12条の規定により計算された基本所得額がNTD750万元を超過した場合。
- 三. その申告世帯の配当及び利益の合計額につき税率28%で納付すべき税額を分離して計算することを選択した場合。

### 申告時に添付すべき書類

1. 住宅賃貸の賃貸借契約書及び賃料支払の支払証明の写し(例えば、貸し手がサインした領収書、ATMの振込取引明細表または送金証明)。
  2. 納税義務者、配偶者または扶養を受ける直系親族が課税年度に賃貸した住所で戸籍登記を完了させたことの証明、あるいは「賃貸した住宅は課税年度では自らの住居に供するものであり、営業または業務執行のために使用されていない」旨を記載した納税義務者の声明書。
- 注: 貸し手がサインした領収書が現金の支払いや受け取りの領収書である場合、あるいは賃貸借契約書の支払い・受け取り明細欄に受取額を記載して、かつサイン・捺印により受領済みを示す場合、領収書において印紙を貼り付ける必要があります。

### 事例による説明

納税義務者の毎年の家屋賃料支出はNTD240,000元であり、政府から賃料に対する補助金NTD36,000元を受領しているものとします。

- 2023年度の申告では、納税義務者はNTD120,000元(NTD240,000元-NTD36,000元>NTD120,000元)を列挙控除額に算入できます。列挙の総額が標準控除額を超過しない場合、標準控除額しか控除することができませんでした。
- 2024年度の申告においては、納税義務者の標準控除額の金額の方が大きい場合であっても、依然として追加で家屋賃料支出控除額NTD180,000元(NTD240,000元-NTD36,000元>NTD180,000元)を控除することができます。

従来、住宅を賃貸している納税義務者は標準控除額を適用すると家屋賃料支出を控除できなかつたのですが、2024年度以降は、家屋賃料支出が特別控除額に変更され、標準控除額と併用できるようになったため、住宅を賃貸している納税義務者にとっては顕著な減税の効果があります。

# 台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点 ～2024年度の申告に向けて～



## 申告において適用される税率について

### STEP3: 台湾の個人所得税率及び滞在日数によるまとめ

税額の計算については、台湾滞在日数によって異なります。1暦年以内の滞在日数が90日を超える場合には台湾内払い時の源泉徴収に加え、確定申告が必要となります。

台湾滞在日数／年	必要な対応			申告時の免税・控除
	対応	台湾内払い／負担の給与所得	台湾外払い／負担の給与所得	
90日以内	源泉徴収	18%	不要(免税)	不適用
	確定申告	不要	不要(免税)	
91日～182日	源泉徴収	18%	不要	不適用
	確定申告	18%	必要(※) ただし、租税協定による 免税申請の可能性あり	
183日以上	源泉徴収	・ 5% または ・ 源泉徴収税率表による	不要	適用可能
	確定申告	累進税率による課税 (5%～40%)	必要(※) 累進税率による課税 (5%～40%)	

※滞在日数按分に基づいて課税所得が計算されますが、滞在日数が300日以上の場合は、按分計算が適用されません。

上表の通り、1暦年のうち183日以上台湾に滞在する場合、その税額の計算にあたっては、所得純額に応じた累進税率が適用されます。所得純額は「所得総額 - 免税額 - 控除額」にて計算され、該当する税率を乗じた金額から累進差額を差し引き、個人所得税総額が計算されます。

免税額、控除額、基本生活費と同様、物価の上昇の状況に鑑みて、2024年度の累進所得及び累進差額についても、前年度(2023年度)より引き上げられており減税方向の改正がなされています。2024年度に適用される税率及び累進差額は以下の通りです。

累進所得税率及び累進差額表

通貨単位: NTD

年度	2023年度(前年度)		2024年度(当年度)		
	適用税率	所得純額	累進差額	所得純額	累進差額
5%	0～560,000	0	0	0～590,000	0
12%	560,001～1,260,000	39,200	39,200	590,001～1,330,000	41,300
20%	1,260,001～2,520,000	140,000	140,000	1,330,001～2,660,000	147,700
30%	2,520,001～4,720,000	392,000	392,000	2,660,001～4,980,000	413,700
40%	4,720,001以上	864,000	864,000	4,980,001以上	911,700

# 台灣における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点 ～2024年度の申告に向けて～



## 源泉徴収や確定申告に係る罰則について

### STEP4:納税と申告、及び罰則について

前ページの表の通り、滞在日数等に基づき、源泉徴収及び確定申告を行う必要がありますが、これを怠った場合や遅延・納付漏れについては罰則が定められています。

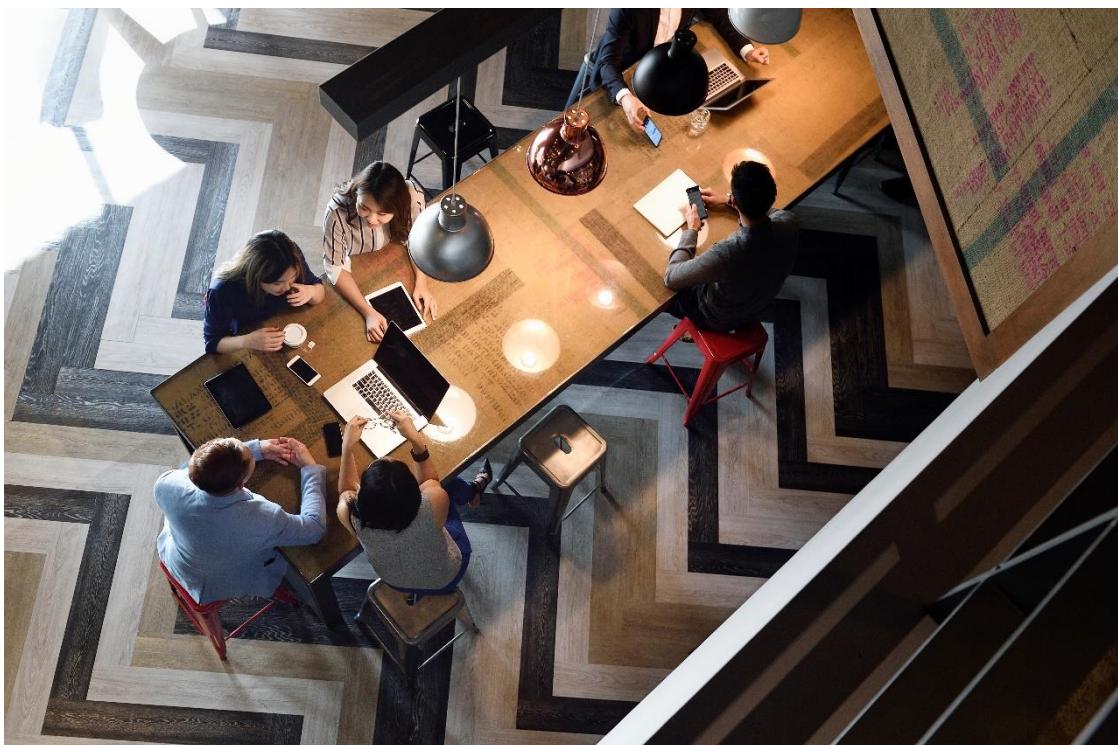
- 雇用主：台湾企業が給付した給与について、源泉徴収漏れや徴収不足があった場合、未徴収額や不足額について、期限内に追加で納税が必要な他、不足額と同額以内の過料が科される可能性があります。期限内に納税されない場合、さらに不足額の3倍以内の過料が科される可能性があります。
- 従業員：確定申告においても、期限を過ぎてからの申告に対する延滞金、申告漏れ及び過少申告の場合はその税額の2倍以内の過料、無申告の場合で税務当局により発覚した場合には当該発覚税額の3倍以下の過料が科される可能性があります。

### 終わりに

台湾政府は近年、納税者に実感のある減税を施行するため、個人総合所得税に対して継続的に一部改正または調整を実施しています。適用される免税額及び控除額を効果的に利用して、申告時に税負担の減少効果を得るため、事前に適用条件を確認することをおすすめします。

また、免税額、控除額及び控除可能税額の過大計上、あるいは所得の過少申告・申告漏れといったミスの発生を防ぐために申告前に慎重に確認して、かつ適時に申告を完成させる必要があることにご留意ください。

検討する事項や不明な点がありましたら、いつでも弊所にご連絡ください。



# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	當利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について

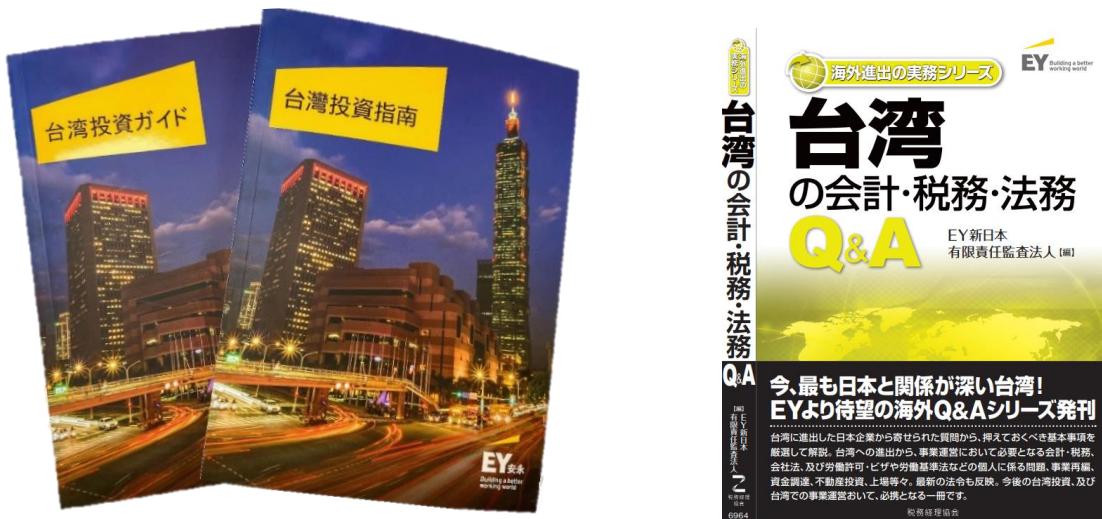
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

# その他刊行物・セミナー

## 台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド(日本語・中文)**」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



## EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただけますか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長  
02 2728 8876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

劉惠雯 執業會計師  
02 2757 8858  
[Heidi.Liu@tw.ey.com](mailto:Heidi.Liu@tw.ey.com)

林鈺芳 執行總監  
02 2757 8888 67001  
[Evelyn.Lin@tw.ey.com](mailto:Evelyn.Lin@tw.ey.com)

黃品棋 執行總監  
02 2757 8888 67005  
[PingChi.Huang@tw.ey.com](mailto:PingChi.Huang@tw.ey.com)

### JBS

橋本 純也 副總經理  
02 2757 8888 88867  
[Junya.Hashimoto@tw.ey.com](mailto:Junya.Hashimoto@tw.ey.com)

持木 直樹 協理  
02 2757 8888 20652  
[Naoki.Mochigi1@tw.ey.com](mailto:Naoki.Mochigi1@tw.ey.com)

川口 容平 協理  
02 2757 8888 21191  
[Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com](mailto:Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com)

竹之内 真美 經理  
02 2757 8888 20821  
[Takenouchi.Mami@tw.ey.com](mailto:Takenouchi.Mami@tw.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、稅務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.  
All Rights Reserved.

APAC NO.14008602  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](https://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



**EY** 安永